

新規開業に必要な資金調達を支援します!

和歌山県では、新規開業の際に利用できる有利な融資制度を用意し、皆さんの新規開業を応援しています！平成29年度から3年間限定で、融資利率を大幅に引き下げています。

資金名	新規開業資金		
	創業枠	創業サポート枠	再挑戦枠
融資対象	独立して創業しようとする方(開業後5年未満の方を含む)で、次のいずれかに該当する方 ただし、県内で新規に事業を開始しようとする創業者に限る 1. 事業を営んでいない個人で、創業に関する具体的な計画を有し、1か月以内(注)に個人で創業しようとする方 2. 事業を営んでいない個人が創業し、創業後5年未満の方 3. 事業を営んでいない個人で、創業に関する具体的な計画を有し、2か月以内(注)に会社を設立して創業しようとする方 4. 事業を営んでいない個人が設立した会社で、創業後5年未満の会社 5. 中小企業者である会社が新たに設立する会社で、創業に関する具体的な計画を有する方 6. 会社が自らの事業を継続しつつ新たに設立した会社であって、創業後5年未満の会社 (注)認定特定創業支援事業の支援※を受けた場合は、6ヶ月以内 ※「認定特定創業支援事業」とは、創業支援事業計画の認定を受けた市町村又は当該市町村と連携する創業支援事業者が、創業を行う方に行う継続的な支援を行う事業をいう	創業枠の対象者に該当する方で、次のいずれかに該当する方 1. 金融機関及び経営革新等支援機関※(金融機関を除く)の支援を受けつつ、自ら事業計画を策定して、独立して創業しようとする方 ※ 中小企業新事業活動促進法に基づき主務大臣の認定を受けた経営革新等支援業務を行う者 2. 県の創業者等認定制度の認定(担当課:産業技術政策課)またはクラウドファンディング活用支援の対象となり、自ら事業計画を策定して、独立して創業しようとする方	過去5年以内に経営者として経営状況の悪化により事業廃止又は会社解散を行った経験を有して新たに創業しようとする方(開業後5年未満の方を含む)で、創業枠の1~4のいずれかに該当する方
融資利率	年1.2%以内 ※女性、若者、シニア、Uターン者の場合は、年1.0%以内	最優遇金利 年0.5%以内	年1.6%以内
信用保証料率	年0.7%	年0.5%	年0.7%
資金使途	設備資金 運転資金		
融資限度額	3,500万円		2,000万円
融資期間	10年以内		
保証人・担保	保証協会及び取扱金融機関の所定の条件による		
申込先	取扱金融機関		
問合せ先	和歌山県 商工振興課(電話 073-441-2744)		

和歌山県は、「低利・固定・長期」の資金を供給するとともに、信用保証料の一部を補助することで、中小企業の皆さんの負担を大幅に軽減しています。

限度額拡大

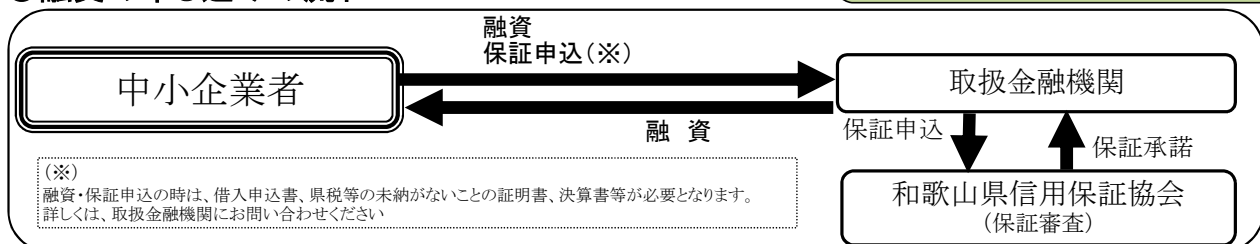
3,500万円

〔1,3については2,000万円(※)超の場合、超過部分相当の自己資金が必要〕

2,000万円

和歌山県信用保証協会では「創業計画作成の仕方がわからない」「資金調達の方法がわからない」といった悩みのある創業者をサポートする「創業支援担当員」を配置しています。お気軽にご相談ください。
 ・本所 tel 073-433-9704
 ・田辺支所 tel 0739-22-4666

○融資の申し込みの流れ



(※) 融資・保証申込の時は、借入申込書、県税等の未納がないことの証明書、決算書等が必要となります。詳しくは、取扱金融機関にお問い合わせください

注) 融資利率は、平成30年4月1日現在のものです。金融情勢の変動により変更することがあります。この融資は信用保証付きであるため、信用保証協会に保証残高があれば融資限度額に制約がある場合があります。融資については金融機関が、また、保証については信用保証協会が資金使途、業績、財務内容、資産等を総合的に判断し決定します。ご希望に添えない場合もありますのであらかじめご了承ください。